

いわての学び希望基金「大学等進学支援一時金」の申請手続きについて

1 被災した高校生に対して、引き続き「大学等進学支援一時金」を給付する予定です

「いわての学び希望基金」を活用し、東日本大震災津波により被災した一定の所得未満の世帯の高校生等に対して、大学等への進学に必要な経費を給付しており、令和5年度も同様に実施する予定です。

2 給付対象者は、次の(1)～(4)の全てに該当する方です

- (1) 県内の公立高等学校（専攻科及び別科を除く。）、公立特別支援学校（高等部）及び高等専門学校を卒業し、大学、短期大学、専門学校、高等学校の専攻科等に進学した者
- (2) 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が85,500円未満の世帯の者
- (3) 東日本大震災津波により次に掲げるいずれかの被害を受けた者
 - ア 住居の全壊又は半壊
 - イ 住居の全焼又は半焼
 - ウ 住居の流失
 - エ 保護者の死亡、行方不明、長期入院、勤務先の被災など
 - オ 平成23年4月に原子力災害対策本部長が指示した警戒区域又は計画的避難区域からの避難のための立退き
- (4) いわての学び希望基金、東日本大震災みやぎこども育英基金、福島県東日本大震災子ども支援基金又はこれらと同種の奨学金を受給していない者

3 給付金額等は次のとおりです

区分	給付金額	申請時期	給付時期
自宅通学者	30万円	入学した月の初日から 翌月の末日まで	申請を受理した月の翌々月まで
自宅外通学者	60万円		

※自宅外通学者…進学に伴い、新たに賃貸借住宅や学生寮等に居住する者。

4 給付を受けるには申請が必要です

給付申請書をホームページから取得し、当室あて郵送等により申請してください。

なお、卒業年度に「いわての学び希望基金教科書購入費等給付金」を受給している方は、No.4、6、7の添付書類を省略できる場合があります。詳しくは、申請書裏面をご覧ください。

No.	提出書類	備考
1	給付申請書	押印の必要はありません。
2	申請者（保護者等）名義の振込先口座を確認する書類	通帳1ページ目の名義人（カナ表記）や取引店名等の口座情報が記載されているページの写し等
3	【自宅外通学者のみ添付】 自宅外に居住していることを証明する書類	住宅の賃貸借契約書（所在地、契約者、契約期間、入居者が確認できる箇所）の写し、入寮許可通知書の写し等 【不可】重要事項説明書の写し、入居申込書の写し
4	高等学校等を卒業したことを証明する書類	高等学校等の卒業証明書（原本） 【不可】卒業証書の写し
5	大学等に入学したことを証明する書類	大学等の在学証明書（原本） 【不可】合格通知書、入学許可書、学生証の写し
6	大学等への入学時における最新の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（父母等全員分）	課税（所得）証明書、給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書の写し等
7	被災事由を証明する書類	罹災証明書の写し、罹災状況申立書等

【お願い】卒業年度に「いわての学び希望基金教科書購入費等給付金」を受給している方は、できる限り同給付金と同じ振込口座を指定するようお願いします。

5 申請・お問合せ先

岩手県教育委員会事務局 教育企画室 総務担当

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 電話：019-629-6108

県HP：右記QRコードまたはインターネットで 岩手県 1006265 と検索してください。

